

(公財) 全国高等学校体育連盟カヌー専門部専門委員会規程

(目 的)

第1条 この規定は、(公財)全国高等学校体育連盟カヌー専門部規約第23条の規定に基づき、専門委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

- 第2条 専門委員会は、委員若干名(委員長及び副委員長1名を含む)をもって組織する。
- 2 委員会の委員長は、部長が指名する。副委員長は委員会の中から委員会の推薦により部長が委嘱する。
 - 3 各委員会の委員長は、専門部部長、委員長が任命する。委員については、各ブロックから1名選出し、必要に応じあわせて若干名部長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠の場合は、前任者の在任期間とする。

(委員の職務)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは代行する。
- 2 委員は、部長が委嘱する専門の事業を審議し、執行する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、委員長の企画に基づき部長が招集する。

- 2 各委員会の担当事項は、次のとおりとする。

総務委員会

- 1) 財務執行に関すること
- 2) 各種調査、広報に関すること
- 3) 体育諸団体との連携に関すること

強化普及委員会

- 1) 競技の指導奨励に関すること
- 2) 選手の強化普及に関すること
- 3) 指導者の養成に関すること

競技運営委員会

- 1) 競技会の計画、立案、運営、審判、安全に関すること
- 2) 審判員の養成に関すること
- 3) その他審判の普及指導に関すること
- 4) 全国高等学校総合体育大会開催都道府県の前年度、当年度及び次年度の担当者も委員となる。